

2025 高機業第 0022 号  
令和 7 年 2 月 1 3 日

附属品検査申請者 各位

高圧ガス保安協会  
機器検査事業部門長



附属品検査等に係る手数料改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、手数料の見直しを行った結果、本年 4 月 1 日より附属品検査及び附属品再検査の手数料を別紙のとおり改定いたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、改定後の新手数料は、検査立会日が本年 4 月 1 日以降となるものから適用させていただきます。検査立会日までにあらかじめ手数料をお支払いいただく場合は、ご注意下さいますようお願い申し上げます。

敬具

本件担当

機器検査事業部門 容器・設備検査グループ 容器検査チーム

TEL 03-3436-6104 FAX 03-3436-0688

中部支部

TEL 052-221-8730 FAX 052-204-1308

近畿支部

TEL 06-6312-4051 FAX 06-6312-1437

## 附属品検査手数料

区 分		現行手数料（1個につき） （3／31まで）	新手数料（1個につき） （4／1以降）
イ. 口以外の容器の附属品検査	内容積1,000ℓ以上の容器の附属品 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 50個目まで 51個目から 100個目まで 101個目から 150個目まで 151個目から	1,000円	1,100円
		576円	631円
		285円	313円
		94円	103円
	500ℓ以上 1,000ℓ未満の容器の附属品 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 50個目まで 51個目から 100個目まで 101個目から 150個目まで 151個目から	488円	536円
		289円	317円
		144円	157円
		47円	52円
	500ℓ未満の容器の附属品 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 1,000個目まで 1,001個目から 5,000個目まで 5,001個目から 10,000個目まで 10,001個目から	17円	19円
		10円	12円
5円		6円	
4円		5円	
ロ. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器の附属品検査	内容積150ℓ以上の容器の附属品 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 5,000個目まで 5,001個目から 10,000個目まで 10,001個目から	29円	32円
		15円	17円
		10円	11円
	150ℓ未満の容器の附属品 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 5,000個目まで 5,001個目から 10,000個目まで 10,001個目から	19円	22円
		12円	14円
		7円	8円

## 附属品再検査手数料

区 分		現行手数料（1個につき） （3／31まで）	新手数料（1個につき） （4／1以降）
イ. 口以外の容器の附属品再検査	内容積1,000ℓ以上の容器の附属品	1,000円	1,100円
	500ℓ以上 1,000ℓ未満の容器の附属品	488円	536円
	500ℓ未満の容器の附属品	17円	19円
ロ. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器の附属品再検査	内容積150ℓ以上の容器の附属品	29円	32円
	150ℓ未満の容器の附属品	19円	22円

※ ここに掲載している業務の手数料は、手数料表からの抜粋です。  
その他の業務の手数料については、KHKホームページに掲載の手数料表をご確認ください。